

● 1 用語の意義

- (1) 消防機関へ通報する火災報知設備（以下、「火災通報装置」という。）とは、火災が発生した場合、手動起動装置を操作することにより電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報を通報するとともに通話を行うことができる装置をいう。
- (2) 手動起動装置とは、火災通報装置専用である押しボタン、通話装置、遠隔起動措置等をいう。
- (3) 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に関する情報をいう。
- (4) 通報信号音とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (5) アナログ回線とは、アナログ方式の電話回線で常時使用できる端末機器は1であるものをいう。
- (6) デジタル加入回線とは、デジタル方式の電話回線で、1回線に2以上の信号チャンネルを有し、同時に2以上の端末機器を使用することのできるISDN回線等をいう。（サービス終了）
- (7) 火災通報装置優先接続型ターミナルアダプターとは、火災通報装置をデジタル加入回線に接続する際に優先してデジタル加入回線に接続し送出する機能をもったものをいう。
- (8) 連動起動機能とは、火災通報装置が自動火災報知設備の感知器の作動と連動することにより作動し、消防機関への通報を自動的に開始する機能をいう。（感知器の作動とは、感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災信号表示信号、発信機からの火災信号等）と連動起動するもの（平成26年3月28日消防予第118号）
- (9) IP電話回線とは、IP（インターネットプロトコル）ネットワーク技術を利用して提供する音声電話サービス等に係る電話回線をいう。
- (10) 回線終端装置その他のIP電話回線を使用する為に必要な装置をいう。（モデム等）

● 2 構造と性能

平成8年2月16日消は防庁告示第1号による（平成28年2月24日 消防庁告示第6号）

● 3 設置場所

火災通報装置は、規則第25条第2項の規定により防災センター等（防災センター、中央管理室、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）をいう。）に設けることとされているが、防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合には、一つ場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外には遠隔起動装置を設けること。

● 4 電源

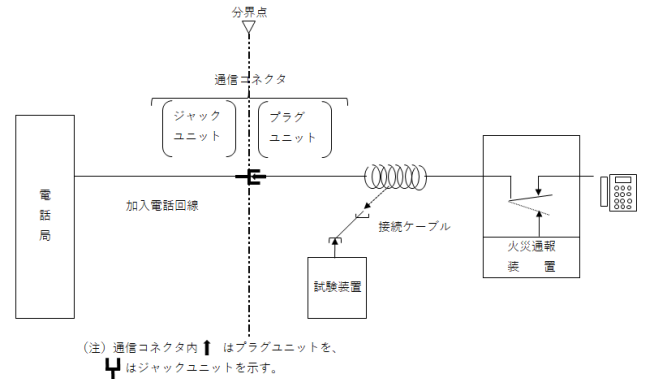
- (1) 火災通報装置の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずに取ること。ただし、特定火災通報装置常用電源をコンセント等からとる場合で、分電盤との間の配線に開閉器（スイッチ）を設けず、かつ、当該配線の接続部が容易に緩まないような措置を講ずる場合を除く。
- (2) 回線終端装置等の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずに取ること。ただし、常用電源をコンセント等からとる場合で、分電盤との間の配線に開閉器（スイッチ）を設けず、かつ、当該配線の接続部が容易に緩まないような措置を講ずる場合を除く。
- (3) 電源の開閉器（スイッチ）及び配線の接続部（当該配線と火災通報装置との接続部又は当該配線と回線終端装置等との接続部を除く。）には、火災通報装置用又は火災通報装置に係る回線終端装置用のものである旨を表示すること。

● 5 電話回線への接続

火災通報装置に使用する電話回線は、専用回線とすることが望ましいこと。

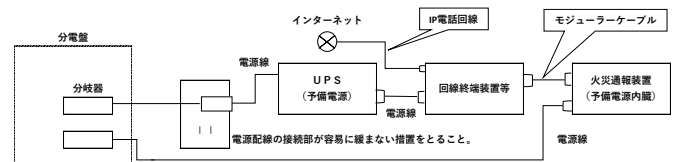
(1) アナログ加入回線との接続

アナログ加入回線への火災通報装置の接続は、屋内の電話回線と電話局の間に接続するもの。



(2) IP電話回線との接続

IP電話回線への火災通報装置の接続は、回線終端装置等を介してIP電話回線と接続するもの。



ア IP電話回線への接続について回線終端装置等（モデム）を媒介することができ、かつ、一般電話機やFAX等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行う通信の影響により、火災通報装置の機能に支障が生じない位置に接続すること。

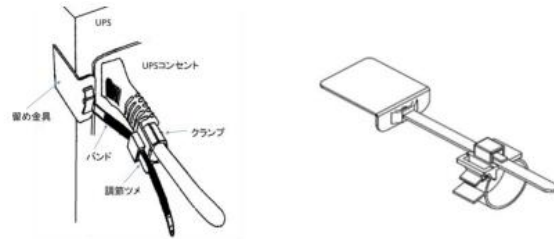
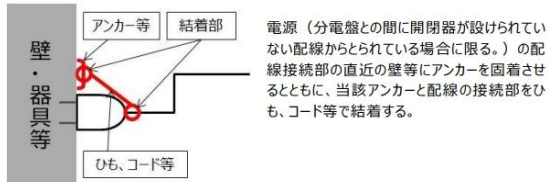
イ 消防機関の指令台と火災通報装置との通話ができるかどうかを確認すること。「NTT固定電話のIP網移行に伴う火災通報装置に係る留意事項について（令和5年12月27日事務連絡）」参照。

ウ 消防機関からの呼返し信号を確実に受信できるようにする為、蓄積音声情報を送出した後の待機時間を10秒とする。また途中で通話が途切れた場合等において、その後の呼返し信号を確実に受信できるようにするため、通話終了後を10秒間とする。

エ 回線終端装置等には、予備電源を設けること。また常用電源をコンセント等からとる場合には、分電盤との間の配線に開閉器を設けず、コンセント等の配線の接続部に抜け止め防止措置を行うこと。

オ 「050」から始まる番号を有するIP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を所得できないもの以外のIP電話回線が該当する。

カ 配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないような措置とは、下記に示す例が講じられていること。また「配線の接続部」とは、常用電源が供給される配線（回線終端装置等）にあっては、UPS（予備電源）に係る配線を含む。）のコンセント部分を含む全ての脱着可能な接続部のことであること。



キ 電源の開閉器及び配線の接続部(当該配線と火災通報装置との接続部を除く。)には、火災通報装置用の旨を表示する表示の方法については、ビニルテープに火災通報装置用のものである旨又は火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨又は火災通報装置に係る回線終端装置用のものである旨を記載し、接続部等に張り付ける等の方法とする。

ク UPS(予備電源)については、共同住宅等における配線方式等により火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられることがあり、その場合、共用部分の回線終端装置等にもUPS(予備電源)の設置が必要となる。

接続方法、UPS(予備電源)の容量の確認方法は平成28年8月3日消防予第240号を参照。

●6 蓄積音声情報

火災通報装置に記憶する蓄積音声については、火災通報装置の基準(平成8年消防庁告示第1号)によるほか次によること。

- (1) 火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号その他これに関連する内容のうち「その他これに関する情報」とは、「階数(地上〇〇階建て、地下〇〇階)」であること。
- (2) 「電話番号」は、当該防火対象物の火災通報装置が設置してある防災センター等の消防機関からの呼び返しの対応に有効な場所に設置してある電話の電話番号であること。

(3) 蓄積音声情報例

ア 通報信号音

「ピ、ピ、ピ」、「ピ、ピ、ピ」

※ 直接通報の場合

「ピン ポーン」、「ピン ポーン」

イ 火災情報1

「火事です。」、「火事です。」

※ 直接通報の場合

「自動火災報知設備が作動しました。」

ウ 火災情報2

「こちらは〇〇町〇丁目〇番地」
「グループホーム〇〇です」
「電話は、×××-××××です。」
「〇階建てです。」

エ その他

「逆信してください。」

●7 自動火災報知設備との連動

火災通報装置は、平成25年総務省令第126号、平成26年総務省令第80号により、令別表第1(6)項イ(1)、(2)、(6)項ロ及び(6)項イ(1)、(2)もしくは(6)項ロを含む16項イ、(16の2)項、(16の3)項に掲げる防火対象物に設ける場合、自動火災報知設備と連動して起動すること。
ただし自動火災報知設備の受信機及び火災通報装置が防災センター(常時人がいるものに限る。)に設置されるものにあつては、この限りでない。

●8 特定火災通報装置

特定火災通報装置は次のとおり設置及び維持されていること。

- (1) 特定火災通報装置は、火災通報装置告示に適合するもの又は認定品のものとする。
- (2) 特定火災通報装置の電源について、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合(コンセント抜け防止金具が付属している場合は、当該金具を使用することができる。)は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せずに取り必要はないこと。
- (3) 特定火災通報装置の常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置用である旨の表示を付すこと。
- (4) 蓄積音声情報の送出について、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、常に冒頭から始まる必要はないこと。
- (5) ハンズフリー通話機能を有していること。
- (6) 特定火災通報装置の通話機能等は、次のとおりすること。

ア 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切り変わる。

イ 蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができること。

ウ 通話中に電話回線が開放されないよう措置されていること。

- (7) 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨を見やすい箇所に容易に消えないよう表示すること。